

熊本県災害廃棄物主管部 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
災 害 廃 棄 物 対 策 室

公費解体・撤去の申請手続の受付体制の確保等について（周知）

令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震により損壊した家屋等については、今後、貴県各市町村において、環境省「災害等廃棄物処理事業費補助金」等も活用しつつ、公費による解体・撤去が進められていくものと存じます。

各市町村において、公費解体・撤去に係る申請の受付が開始された後は、多数の相談及び申請が見込まれます。被災者の生活再建を迅速かつ円滑に進める観点から、各市町村において、以下の点に留意の上、被災者の個々の事情や意向に応じた相談・受付体制がなされるよう、貴県においてご検討いただき、貴管内市町村への周知を宜しくお願いいたします。

記

1. 被災者の状況に応じた受付体制の整備

（1）早期の解体を希望する被災者の方への対応

家屋の倒壊等、全壊と判定されたこと等により、生活再建のため早期の損壊家屋の解体・撤去を希望する被災者については、専用受付窓口の設置等により、相談から申請受付、解体・撤去手続きまでを可能な限り迅速に進められる体制の構築をご検討ください。

（2）解体か修繕か判断に悩んでいる被災者の方に寄り添った対応

家屋が半壊と判定された被災者の方などの中には、住宅を解体するか修繕するか等について判断に悩まれる方がいらっしゃるの見込まれます。このため、当該被災者の方の申請受付の際には併せて修繕に関する相談対応を行う体制の構築等による被災者の方に寄り添った対応をご検討ください。

また、貴県及び各市町村の住宅部局、被災者支援部局その他関係部局とも連携し、公費解体・撤去制度に関する情報に加え、住宅の修繕支援制度、応急仮設住宅、賃貸型応急住宅その他の住まいの確保に関する支援制度について、一体的に被災者の方に情報提供できるよう準備をお願いいたします。

公費解体・撤去の申請受付に係るホームページでの周知や、住民説明会などでの説明の際にもこれらの修繕等に関する情報についても合わせて周知いただくことをご検討ください。

被災者の方が早期の生活再建に向けてその方のご希望に応じた選択が行えるよう、総合的な相談対応にご配慮・ご対応いただくようご検討をお願い申し上げます。

2. 受付体制の確保

公費解体・撤去制度の受付開始当初は、相談及び申請が集中することが見込まれます。このため、市町村内における体制確保に加え、市町村から支援要請があった場合には、貴県及び貴県内各市町村による応援職員の派遣など、広域的な応援体制の構築についてご検討をお願いします。また、申請書類の確認、関係権利者との調整支援等については、専門的知識を有する補償コンサルタントや行政書士等に委託する方法が考えられ、窓口業務については、人材派遣会社からの派遣等の外部人材の活用も考えられますので積極的にご検討ください。

これらに要する費用は、環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」の補助対象となり得ますので、必要に応じて積極的な活用をご検討ください。

3. 留意事項

家屋を解体等することにつき慎重に判断されたい被災者に対しては、やむを得ない解体のみを推奨することなく、その方に合った応急的な住まいの確保や恒久的な住まいの確保その他の支援の在り方の検討、案内や伴走支援をお願いいたします。

以上

【問合せ先】

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

連絡先：03-5521-8337

災害廃棄物対策室

連絡先：03-5521-8358